費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（小中学校分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

V_{21} ＝ 0.01681

V_{22} ＝ 0.01684

V_{23} ＝ 0.01692

W_n　津波避難対策緊急事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

X_{26} ＝ 0.028

X_{27} ＝ 0.027

X_{28} ＝ 0.0257

X_{29} ＝ 0.0259

X_{30} ＝ 0.02596

$X_{令元}$ ＝ 0.02561

$X_{令2}$ ＝ 0.00114

$X_{令3}$ ＝ 0.00157

$X_{令4}$ ＝ 0.00353

Y_n　公共施設最適化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

Z_{27} ＝ 0.028

Z_{28} ＝ 0.0271

AA_{28}　地方創生推進交付金事業に係る経費に充てるため平成 28 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AB_{28} ＝ 0.0163

AC　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 102

費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（小中学校分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

V_{21} ＝ 0.01682

V_{22} ＝ 0.01687

V_{23} ＝ 0.01695

W_n　津波避難対策緊急事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

X_{26} ＝ 0.028

X_{27} ＝ 0.027

X_{28} ＝ 0.0258

X_{29} ＝ 0.0260

X_{30} ＝ 0.02600

$X_{令元}$ ＝ 0.00065

$X_{令2}$ ＝ 0.00114

$X_{令3}$ ＝ 0.00157

Y_n　公共施設最適化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

Z_{27} ＝ 0.028

Z_{28} ＝ 0.0271

AA_{28}　地方創生推進交付金事業に係る経費に充てるため平成 28 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AB_{28} ＝ 0.0163

AC　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 102